



長崎県公報

目 次

◎ 公安委員会規則	所管課(室)名
○長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	警 務 課
○警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	〃

公安委員会規則

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月21日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第1号

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 警察本部 第1節 略 第2節 略 第3節 職制 第1款 略 第2款 附置機関の長等（第50条－第85条） 第3款 参事官等（第86条－第94条） 第4款 次席調査官等（第95条－第99条） 第5款 係長その他（第100条－第108条） 第4節 警察学校（第109条－第120条） 第3章 警察署（第121条－第128条） 第4章 委任（第129条） 附則 （地域部の分課） 第6条 略 2 地域課に地域企画指導室及び鉄道警察隊を置く。 （交通部の分課） 第8条 略 2 交通企画課に交通企画指導室を、交通指導課に交通捜査室及び駐車対策室を、運転免許管理課に運転免許試験場、安全運転学校及び長崎運転免許センターを置く。 （警備部の分課） 第9条 略 2 警備課に危機管理対策室、航空隊及び警衛連絡室を、外事課に国際テロ対策室を置く。 （人身安全対策課の事務）	目次 第1章 略 第2章 警察本部 第1節 略 第2節 略 第3節 職制 第1款 略 第2款 附置機関の長等（第50条－第83条） 第3款 参事官等（第84条－第92条） 第4款 次席調査官等（第93条－第97条） 第5款 係長その他（第98条－第106条） 第4節 警察学校（第107条－第118条） 第3章 警察署（第119条－第126条） 第4章 委任（第127条） 附則 （地域部の分課） 第6条 略 2 地域課に地域企画指導室、鉄道警察隊及び航空隊を置く。 （交通部の分課） 第8条 略 2 交通企画課に交通企画指導室を、交通指導課に駐車対策室を、運転免許管理課に運転免許試験場、安全運転学校及び長崎運転免許センターを置く。 （警備部の分課） 第9条 略 2 警備課に危機管理対策室を、外事課に国際テロ対策室を置く。 （人身安全対策課の事務）

第21条 生活安全部人身安全対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6)及び(7) 略

(少年課の事務)

第22条 生活安全部少年課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。

(7)～(9) 略

2 略

(生活環境課の事務)

第23条 略

2 許可業務指導室は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の運用に関する事務（風営法の運用に関する事務については、他の課の所掌に属するものを除く。）並びに火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の運用に関する事務のうち公安委員会の所掌に属するもの（原子炉等規制法の運用に関する事務については、他の課の所掌に属するものを除く。）を行う。

(地域課の事務)

第25条 地域部地域課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7)～(9) 略

2 及び 3 略

(交通指導課の事務)

第36条 交通部交通指導課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 交通捜査室に関すること。

(4)及び(5) 略

(6)及び(7) 略

2 交通捜査室は、交通事故事件及び交通特殊事件の捜査、交通鑑識並びに交通事故事件の被害者支援（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事務を行う。

3 略

(警備課の事務)

第42条 警備部警備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 管区機動隊及び第二機動隊に関すること。

第21条 生活安全部人身安全対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。

(7)及び(8) 略

(少年課の事務)

第22条 生活安全部少年課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6)～(8) 略

2 略

(生活環境課の事務)

第23条 略

2 許可業務指導室は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の運用に関する事務（風営法の運用に関する事務については、他の課の所掌に属するものを除く。）並びに火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の運用に関する事務のうち公安委員会の所掌に属するもの（原子炉等規制法の運用に関する事務については、他の課の所掌に属するものを除く。）を行う。

(地域課の事務)

第25条 地域部地域課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 航空隊に関すること。

(8)～(10) 略

2 及び 3 略

4 航空隊は、警察用航空機の管理及び整備並びに警察用航空機の運用による警ら、救難、救助、情報収集、広報その他の警察活動を行う。

(交通指導課の事務)

第36条 交通部交通指導課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 交通事故事件の捜査に関すること。

(4) 交通鑑識に関すること。

(5) 交通特殊事件の捜査に関すること。

(6)及び(7) 略

(8) 交通事件の被害者対策（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(9)及び(10) 略

2 略

(警備課の事務)

第42条 警備部警備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 危機管理対策室に関すること。

<p>(3) <u>警衛に関すること。</u> (4) <u>警護に関すること。</u> (5) <u>危機管理対策室に関すること。</u> (6) <u>航空隊に関すること。</u> (7) <u>警衛連絡室に関すること。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>航空隊は、警察用航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行う。</u></p> <p>4 <u>警衛連絡室は、第40回国民文化祭に伴う警衛警備に関する事務を行う。</u> (外事課の事務)</p> <p>第43条 警備部外事課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。 ア及びイ 略 ウ 第41条第2号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの エ 第41条第2号に掲げる犯罪その他警備犯罪で前号に規定する活動に関するもの</p> <p>2 略</p> <p>第68条～第75条 略 (交通捜査室長)</p> <p>第76条 <u>交通捜査室に室長を置く。</u> 2 室長は、上司の命を受け、交通捜査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。 (航空隊長)</p> <p>第82条 <u>航空隊に隊長を置く。</u> 2 隊長は、上司の命を受け、航空隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。 (警衛連絡室長)</p> <p>第83条 <u>警衛連絡室に室長を置く。</u> 2 室長は、上司の命を受け、警衛連絡室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>第84条 略 (階級)</p> <p>第85条 略</p> <p>2 取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、少年サポートセンター長、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長及び航空隊長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることのできる。</p> <p>第86条～第118条 略 (係長等)</p> <p>第119条 略</p> <p>2 係長、主査、主任及び係員の職務については、第101条第2項、第103条第2項、第104条第2項及び第106条第2項の規定を適用する。 (階級)</p> <p>第120条 略 2～5 略</p> <p>6 副調査官、係長、主査、主任及び係員については、第108条の規定を適用する。</p> <p>第121条～第127条 略 (副調査官、係長、主査、主任及び係員)</p>	<p>(3) <u>警護に関すること。</u> (4) <u>警衛に関すること。</u> (5) <u>管区機動隊及び第二機動隊に関すること。</u></p> <p>2 略</p> <p>(外事課の事務)</p> <p>第43条 警備部外事課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。 ア及びイ 略 ウ 第38条第2号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの エ 第38条第2号に掲げる犯罪その他警備犯罪で前号に規定する活動に関するもの</p> <p>2 略 (航空隊長)</p> <p>第68条 <u>航空隊に隊長を置く。</u> 2 隊長は、上司の命を受け、航空隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>第69条～第76条 略</p> <p>第82条 略 (階級)</p> <p>第83条 略</p> <p>2 取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、航空隊長、少年サポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長及び長崎運転免許センター長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることのできる。</p> <p>第84条～第116条 略 (係長等)</p> <p>第117条 略</p> <p>2 係長、主査、主任及び係員の職務については、第99条第2項、第101条第2項、第102条第2項及び第104条第2項の規定を適用する。 (階級)</p> <p>第118条 略 2～5 略</p> <p>6 副調査官、係長、主査、主任及び係員については、第106条の規定を適用する。</p> <p>第119条～第125条 略 (副調査官、係長、主査、主任及び係員)</p>
---	--

第128条 略

2 副調査官、係長、主査、主任及び係員の職務並びにこれらの職に充てる職員については、第100条第2項、第101条第2項、第103条第2項、第104条第2項、第106条第2項及び第108条の規定を適用する。

第129条 略

第126条 略

2 副調査官、係長、主査、主任及び係員の職務並びにこれらの職に充てる職員については、第98条第2項、第99条第2項、第101条第2項、第102条第2項、第104条第2項及び第106条の規定を適用する。

第127条 略

附 則

この規則は、令和4年3月28日から施行する。

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月21日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第2号

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の配置定員に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表 警察職員配置定員表					別表 警察職員配置定員表				
所属	区分	警察官	一般職員	計	所属	区分	警察官	一般職員	計
警察本部		<u>907</u>	<u>322</u>	1,229	警察本部		<u>911</u>	<u>318</u>	1,229
警察学校		17	<u>7</u>	<u>24</u>	警察学校		17	<u>6</u>	<u>23</u>
初任科生		<u>92</u>		<u>92</u>	初任科生		<u>110</u>		<u>110</u>
小計		<u>1,016</u>	<u>329</u>	<u>1,345</u>	小計		<u>1,038</u>	<u>324</u>	<u>1,362</u>
警 署	長崎警察署	<u>291</u>	17	<u>308</u>	長崎警察署		<u>293</u>	17	<u>310</u>
	大浦警察署	<u>101</u>	5	<u>106</u>	大浦警察署		<u>99</u>	5	<u>104</u>
	浦上警察署	<u>189</u>	9	<u>198</u>	浦上警察署		<u>187</u>	9	<u>196</u>
	時津警察署	<u>110</u>	10	<u>120</u>	時津警察署		<u>108</u>	10	<u>118</u>
	略				略				
	諫早警察署	<u>175</u>	8	<u>183</u>	諫早警察署		<u>174</u>	8	<u>182</u>
	雲仙警察署	<u>75</u>	6	<u>81</u>	雲仙警察署		<u>73</u>	6	<u>79</u>
	島原警察署	<u>69</u>	6	<u>75</u>	島原警察署		<u>68</u>	6	<u>74</u>
	略				略				
	大村警察署	<u>122</u>	10	<u>132</u>	大村警察署		<u>118</u>	10	<u>128</u>
	略				略				
	早岐警察署	<u>90</u>	8	<u>98</u>	早岐警察署		<u>87</u>	8	<u>95</u>
	略				略				
	江迎警察署	<u>51</u>	4	<u>55</u>	江迎警察署		<u>50</u>	4	<u>54</u>
略				略					
五島警察署	<u>66</u>	<u>4</u>	<u>70</u>	五島警察署		<u>64</u>	<u>5</u>	<u>69</u>	
新上五島警察署	<u>50</u>	<u>5</u>	55	新上五島警察署		<u>49</u>	<u>6</u>	55	
杵岐警察署	<u>46</u>	<u>4</u>	50	杵岐警察署		<u>45</u>	<u>5</u>	50	
対馬南警察署	<u>58</u>	<u>7</u>	65	対馬南警察署		<u>57</u>	<u>8</u>	65	
対馬北警察署	<u>36</u>	<u>5</u>	41	対馬北警察署		<u>35</u>	<u>6</u>	41	
小計		<u>2,059</u>	<u>145</u>	<u>2,204</u>	小計		<u>2,037</u>	<u>150</u>	<u>2,187</u>
略				略					

附 則

この規則は、令和4年3月28日から施行する。

発行者
長崎県尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二一一一

印刷所
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永印刷
岩永印刷所